和歌山県農業委員会ネットワーク機構農地転用現地調査実施要領

平成28年4月1日 一般社団法人和歌山県農業会議 (和歌山県農業委員会ネットワーク機構)

1. 現地調査の目的

県知事から和歌山県農業委員会ネットワーク機構(以下、「機構」という)の指定を受けた一般社団法人和歌山県農業会議(以下、「農業会議」という)は、農地転用にかかる意見聴取案件事務処理要領に基づき、農地法がかる機構の所掌事務履行の適正を期するため、農業委員会からの意見聴取に対し、答申するための事前の現地調査を行うものとする。

2. 現地調査の実施

現地調査は、毎月おおむね10日~20日前後の間に実施する。

3. 農業会議への現地調査の依頼

当月に現地調査の対象案件がある農業委員会は、毎月の総会の前に農業会議に電子メールで現地調査(参考様式第24号)を依頼する。

4. 現地調査の連絡

- (1) 農業委員会から現地調査の依頼を受けた農業会議は、原則として電話等により複数の常設審議委員に現地調査を依頼する。
- (2)農業会議は、現地調査の出席委員が決まれば、別紙(参考様式第25号)により、当該農業委員会に電子メールで連絡する。

5. 調查対象案件

現地調査は、農地法第4条並びに第5条に基づく転用案件で、次に掲げる基準により行う。 ただし、山林への転用の場合は現地調査は実施しない。

- (1) 転用農地面積が3,000㎡を超える案件
- (2) 転用農地面積が3,000m以下の案件で、例えば次の事項に該当する場合等で、農業委員会から調査依頼があった案件
 - ① 農業上の被害が発生する等の理由で、隣接農地所有者が反対している案件
 - ② 生活環境面の悪化が想定される理由等で、地域住民が反対している案件
 - ③ 農地法及び関係法令上の疑義がある案件
 - ④ その他現地調査が必要と考えられる案件
- (3) 現地調査については、当該農業委員会と連携を密にし、下記の点について十分留意しつつ実施する。
 - ①転用申請の理由、必要性

- i. 資産保有目的ではないか(建築物を伴わない転用の場合等)
- ii. 許可後、遅滞なく事業に着手するか
- iii. 面積が転用目的に比べ過大すぎないか(必要最小限の面積であること)
- ②転用目的実現の確実性
 - i. 資金面での裏付けはあるか
 - ii. 計画は具体的か
- ③隣接する農地への被害の懸念
 - i. 位置が適当か
 - ii.被害防除措置は十分か
 - iii. 用排水路について反対がないか
- ④法定小作人の有無
 - i. いる場合には合意解的が成立しているか
- ⑤他法令の許認可との関連
 - i. 都市計画法、砂利採取法など

6. 調査の同行者

現地調査に際しては、転用事業者等の出席を求めるとともに、当該農業委員会関係者の同行により行う。

7. その他

その他必要な事項は、その都度常設審議委員会及び理事会に諮り、定める。 なお、平成23年4月1日制定の和歌山県農業会議農地転用現地調査実施要領は廃止する。